

山梨県公報

号外第四十九号

平成二十年
八月十八日

日 曜 月

目 次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年八月十八日

山梨県知事 横 森 良 照
同 中 込 孝 元
同 清 水 武 則
同 棚 本 邦 由

1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
中北保健福祉事務所(峡北支所)	平成20年5月27日
中北林務環境事務所	
中北保健福祉事務所	平成20年5月28日
衛生監視指導センター	
中北建設事務所	
中北地域県民センター	平成20年6月3日
中北農務事務所	
中北建設事務所(峡北支所)	

峡東農務事務所	平成20年6月4日
峡東建設事務所	
峡東地域県民センター	平成20年6月5日
峡東保健福祉事務所	
峡東林務環境事務所	
峡南地域県民センター	平成20年6月10日
峡南保健福祉事務所	
峡南農務事務所	
峡南林務環境事務所	
峡南建設事務所	平成20年6月11日
富士・東部地域県民センター	平成20年6月16日
富士・東部林務環境事務所	
富士・東部農務事務所	
富士・東部保健福祉事務所	平成20年6月17日
富士・東部建設事務所	
富士・東部建設事務所(吉田支所)	

2 監査対象期間

平成19年度

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 文書指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)		1							1
指導(件)	21	4	3	2	14	3	5		52
注意(件)		1	2						3
合計	21	6	5	2	14	3	5		56

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘のうえ、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。

- (1) 給与の資金前渡職員口座について、著しく不適切な事務処理があった。
(富士・東部地域県民センター)

7 その他の概要

指摘には至らないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、

次のとおりである。

(1) 収入に関する事項

- ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
- ② 収入証紙消印実績簿の作成に誤りがあり改善を要するもの

(2) 支出に関する事項

- ① 資金前渡の事務処理に不備があり改善を要するもの
- ② 源泉所得税の納付方法に不備があり改善を要するもの

(3) 給与に関する事項

- ① 手当の認定確認に不備があり改善を要するもの
- ② 旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの

(4) 物品管理に関する事項

- ① 備品台帳と現品が一致しないなど物品の管理に不備があり改善を要するもの
- ② 物品の購入手続きに不備があり改善を要するもの

(5) 財産管理に関する事項

- ① 未登記の用地があり改善を要するもの
- ② 借受財産に関する事務処理に不備があり改善を要するもの

(6) 契約に関する事項

- ① 契約方法に不備があり改善を要するもの
- ② 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの

(7) 工事にに関する事項

- ① 適正工期の確保に不備があり改善を要するもの
- ② 契約方法に不備があり改善を要するもの